

サン共同通信

2022年 6月号



Topics

新型コロナウイルス 感染症関連

社保・助成金改定案内 令和4年度雇用保険料率改定のご案内

確定申告

新型コロナの影響を受けた場合の確定申告期限
延長の手続き

注目トピック

東京信用保証協会が 新たな保証制度を創設

補助金

事業再構築補助金第6回公募開始

税制

消費税の納税義務

相続シリーズ

相続税の概要



新型コロナウイルス 感染症関連



令和4年度雇用保険料率改定のご案内

このコラムを監修した税理士:松橋 良枝

「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が令和4年3月30日に国会で成立しました。雇用保険料率は平成29年に変更されて以降、毎年度同じ保険料率で推移していましたが、令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)につきましては下記のとおり変更となりました。

1. 変更点

- 令和4年4月から、事業主負担の保険料率が変更(引き上げ)になります。
 - 令和4年10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率が変更(引き上げ)になります。
- 年度の途中から保険料率が変更となりますので、今年度の「年度更新」の計算は例年とは少し異なります。
- 今年10月以降適用となる雇用保険料率が増加となるため「給与計算」に影響がございます。

*事業主の方、担当者の皆様は、年度更新・給与計算の際にご注意ください。

2. 変更前(令和3年度)

※清酒製造の事業…園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。(下記③④も同様)

負担者 事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業等給付・ 育児休業給付 の保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

3. 変更後(令和4年4月1日～令和4年9月30日)

負担者 事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業等給付・ 育児休業給付 の保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	3/1,000	3.5/1,000	9.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	4/1,000	7.5/1,000	4/1,000	3.5/1,000	11.5/1,000
建設の事業	4/1,000	8.5/1,000	4/1,000	4.5/1,000	12.5/1,000

4. 今後(令和4年10月1日～令和5年3月31日)

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業等給付・ 育児休業給付 の保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

雇用保険料率について

▶<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108634.html>

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

令和4年3月31日に厚生労働省よりお知らせがありました。

小学校休業等対応助成金の対象となる休暇取得の期間を、令和4年6月30日まで延長したことに伴い、新たに対象となった期間に係る申請様式等が掲載されています。

1. 概要

令和4年6月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主を支援します。

2. 助成内容

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 × 10/10

※対象労働者1人につき、対象労働者の通常の賃金を日額換算した額(日額上限額あり)×有給休暇の日数で算出した合計額を支給します。

3. 日額上限額 及び 申請期限

休暇取得期間	日額上限額*1	申請期限 (郵送必着)
令和4年4月1日～6月30日	9,000円	令和4年8月31日 (水)

*1 申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域(原則都道府県単位)に事業所のある企業については15,000円を上限とします。

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金について

▶https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

小学校休業等対応助成金(リーフレット)

▶<https://www.mhlw.go.jp/content/000870927.pdf>



コロナの影響を受けた場合の 確定申告期限延長の手続き

このコラムを監修した税理士：近藤 昂

新型コロナウイルスによる感染の急速な拡大に伴い、経理部門又は税理士事務所が通常の業務体制を維持できないこと等の理由により、通常の申告期限内の確定申告が困難なケースが想定されます。

新型コロナウイルスの影響など、やむを得ない理由によって、期限までに申告及び納付等ができないときは、確定申告時に申請書を提出し、その承認を受けることにより、申告、納付等の期限が延長することができます。

所得税確定申告のピーク期間中は確定申告書への付記などの簡易的な期限延長申請が認められておりましたが、2022年4月16日以降は、簡易的な期限延長申請は認められません。

本稿では、原則的な確定申告期限延長の手続きについて解説致します。

申請のポイント

- コロナの影響による申告期限延長のためには申請書類の提出により承認を受ける必要があります
- 災害特例の申請・承認により、確定申告期限及び税金の納期限が延長されます
- 国税と地方税で申請手続きが異なるので注意が必要です



災害特例の申告期限延長手続き

税目		延長申請
国税	法人税、地方法人税 所得税、相続税、消費税	「災害による申告、納付等の期限延長申請書」の提出*1
地方税	住民税	国税において申告期限が延長された場合、自動的に申告期限が延長される
	事業税	各地方公共団体の指定する方法により対応*2

*1 災害による申告、納付等の期限延長申請書

コロナの影響により、国税の確定申告及び納期限を延長しようとする場合には、所轄税務署長に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内に限り、申告、納付等の期限が延長されます。

記載例参照

*2 事業税の申告期限延長の手続き

事業税の期限延長手続きについては、各都道府県に対応が委ねられておりますので、申請手続きは申告先の都道府県に問い合わせる必要があります。ここでは、東京都の例でご説明致します。

個人事業税は所得税確定申告書を提出することにより、個人事業税の申告をしたものとみなされ、別途申告する必要はありません。東京都では、申告期限延長については、「個人事業税においても柔軟に対応させていただきます。」との告知がされております。所得税確定申告につき、期限延長が認められた場合には、原則として自動的に事業税の確定申告期限も延長されるものと解されます。

法人事業税では、電子申告の際に別途「新型コロナウイルス感染症による申告・納付期限延長申請(eLTAX様式)」を添付することにより、事業税の確定申告期限の延長を申請することができます。

「新型コロナウイルス感染症による申告・納付期限延長申請(eLTAX様式)」はeLTAXのHPで公開されております。(https://www.eltax.lta.go.jp/news/01819)

記載例参照

申告期限の延長が認められるやむを得ない理由

「災害による申告、納付等の期限延長申請書」の提出にあたって、新型コロナウイルスの影響により、申告期限の延長が認められるやむを得ない理由とは、次のような状況が例示として公開されております。

1 次のような事情により、納税者や法人の役員、経理責任者及び税務代理等を行う税理士（事務所の職員を含みます。以下同じ）が、保健所・医療機関・自治体等から外出自粛の要請を受けたこと

- 感染症に感染した
- 発熱の症状があるなど、感染症に感染した疑いがある
- 感染症の患者に濃厚接触した疑いがある
- 基礎疾患があるなど、感染症に感染すると重症化するおそれがある

2 納税者や法人の役員、経理責任者及び税務代理等を行う税理士などが、現在、外国に滞在しており、ビザが発給されない又はそのおそれがあるなど入出国に制限等があること

3 次のような事情により、企業や個人事業者、税理士事務所などにおいて通常の業務体制が維持できない状況が生じたこと

- 経理担当部署の社員が、感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実がある場合など、当該部署を相当の期間、閉鎖しなければならなくなったこと
- 学校の臨時休業の影響や、感染拡大防止のため企業が休暇取得の勧奨を行ったことで、経理担当部署の社員の多くが休暇を取得していること
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、生活の維持に必要な場合を除きみだりに自宅等から外出しないことが求められ、在宅勤務の体制も整備されていない等の理由から、経理担当部署の社員の多くが業務に従事できないこと

4 感染症の拡大防止のため多数の株主を招集させないよう定時株主総会の開催時期を遅らせるといった緊急措置を講じたこと

その他の手続きの申請期限の延長

中間申告書、源泉所得税の納付、青色申告承認申請書などの各種手続きも期限の延長対象となります。

申請書の記載例

決算日： 令和3年12月31日

確定申告及び納期限： 令和4年2月28日

延長後の確定申告日： 令和4年5月2日

災害による申告、納付等の期限延長申請書(国税)

災害による申告、納付等の期限延長申請書			
自令和 4 年 2 月 1 日 至令和 4 年 4 月 20 日 の新型コロナウイルス により被害を受けましたので、下記のと おり、申告、納付等の期限の延長を申請します。			
記			
申 請 内 容			※
期 限 の 種 類	法 定 期 限	申 請 期 限	処 理
法人税及び地方法人税の申告及び納付	令和 4 年 2 月 28 日	令和 4 年 5 月 2 日	
消費税及び地方消費税の申告及び納付	令和 4 年 2 月 28 日	令和 4 年 5 月 2 日	
源泉所得税の納付(3月分)	令和 4 年 4 月 11 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
被 災 状 況	経理担当部署の社員が、感染症に感染し、当該部署を相当の期間、 閉鎖しなければならなくなったため、令和3年12月期の決算 については通常時よりも多くの日数を要した。		参 考 事 項
(注) 1 この延長申請書は、原則として災害のやんだ日から1か月以内に申請してください。 2 ※印が付された欄の記入は要しません。			

※	署 長	副署長	総務課長、統括官	担当者	※	決 議	令 和	年	月	日
決					※		令 和	年	月	日

新型コロナウイルス感染症による申告・納付期限延長申請(eLTAX様式)(地方税)

申告先地方公共団体 御中

(別添)

新型コロナウイルスの感染症の影響等に伴う申告・納付期限の延長について

貴地方公共団体に対する地方税の申告について、本様式の添付をもって、同税の申告・納付期限について延長いただきますよう、取り計らい願います。

法人の名称	サン共同税理士法人
法人の所在地	東京都港区南青山 1-1-1
法人番号	8010405014859
担当者(又は担当税理士)氏名	担当税理士 近藤昂
連絡先(電話番号)	03-XXXX-XXXX
事業年度	令和3年1月1日～令和3年12月31日
法人税申告書の提出日 (法人税申告データの送信日)	令和4年 5 月 2 日

東京信用保証協会が新たな保証制度を創設

このコラムを監修した担当者: 小林 信仁



4月1日に東京信用保証協会が新たに3つの保証制度を創設しました。コロナ禍での資金繰り対策を始め、ロシア・ウクライナ情勢の影響を受けている方やSDGsを推進していく事業者の方をサポートする内容となっており、昨今の社会情勢が色濃く反映されたものとなっております。また、国としても注力している施策ですので、通常の融資制度と比較して審査基準の緩和が期待されます。

新設された保証制度	融資限度額	保証料のメリット
ウクライナ危機関連特別融資	1億円	保証料の2/3or3/4を補助
SDGs推進応援保証	3,000万円	保証料を15%割引
コロナ特別借換	2021年5月31日までに借入した コロナ融資の残額まで	保証料の3/4or全額を補助

日本政策金融公庫 融資関連情報

	前月時点	2022年4月1日時点
創業融資の基準金利	2.37～3.05%	2.33～3.00%
コロナ融資の申込期限	2022年6月30日まで	変更なし

コロナ融資とは？

借入から3年間は実質無利息、その後も約1.3%の低金利で融資を受けられる制度です。
 なお、3年間実質無利息の適用を受けるためには売上減少率に別途条件がございます。
 お申込みには直近月の売上と、1～3年前の同月売上を比較して5%以上減少している必要があります。(その他、特例的な比較方法もございます。)

豆知識コラム①:日本政策金融公庫と沖縄振興開発金融公庫の違いについて



- 沖縄県で創業融資を受ける場合、融資申込先は「沖縄振興開発金融公庫」になります
- 日本政策金融公庫とは別組織ですが、必要書類に大きな違いはございません
- 現在、コロナ融資の申込みが殺到しており、創業融資お申込から融資着金まで3ヶ月ほど要しています
- 返済口座には琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、鹿児島銀行、コザ信用金庫、商工中金、JA、ゆうちょ銀行のみ対応しておりますので、いずれか指定の金融機関での口座開設が必要になります。

豆知識コラム②:NFT関連事業者への融資について

- NFTに関連する事業を営む事業者様が創業融資を1.36%という低金利での調達に成功しました
- 金融機関は仮想通貨を直接扱う事業者は融資の対象外となります。NFTを商品として直接扱う場合には、仮想通貨のイーサリアム (ETH) が紐づきますので、融資を受けられない場合がございます



代表朝倉の twitterアカウントのご紹介



代表朝倉のつぶやき  @asakuraayumu
twitterやっています!質問箱も受け付けているので
税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひ
フォローしてください!





事業再構築補助金第6回公募開始

このコラムを監修した税理士：笠岡 亮介

①公募期間

公募開始：令和4年3月28日(月)

申請受付：令和4年5月下旬～6月上旬予定

応募締切：令和4年6月30日(木)18:00

②第6回公募における主な変更点

よくあるご質問内「その他のご質問」No.1より

https://jigyousaikouchiku.go.jp/pdf/faq_sonota_kaitei_rireki.pdf

- 通常枠の補助上限額を見直し【公募要領P.10等】
従業員数に応じて上限額の見直しが行われています。

補助金額

中小企業者等、中堅企業等ともに

【従業員数20人以下】100万円～2,000万円

【従業員数21～50人】100万円～4,000万円

【従業員数51人～100人】100万円～6,000万円

【従業員数101人以上】100万円～8,000万円

- 「回復・再生応援枠」の創設【公募要領P.11等】

新型コロナウイルスの影響を受け、引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む中小企業等の事業再構築を支援することを目的とした応募枠で、内容としては第5回までの緊急事態宣言枠と同様の制度です。

補助金額

中小企業者等、中堅企業等ともに

【従業員数5人以下】100万円～500万円

【従業員数6～20人】100万円～1,000万円

【従業員数21人以上】100万円～1,500万円

事業再構築補助金事務局webページ

▶<https://jigyousaikouchiku.go.jp/#c1>

第6回公募要領

▶<https://jigyousaikouchiku.go.jp/pdf/koubo006.pdf>

- 「グリーン成長枠」の創設【公募要領P.11、P.18等】

グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象に補助上限額を引上げて新たに設けられた応募枠です。

補助金額

中小企業者等：100万円～1億円

中堅企業等：100万円～1.5億円

- 売上高10%減少要件を緩和【公募要領P.15等】

第5回公募では、2020年4月～9月の売上を使用する場合、当該期間の売上減少要件に加えて2020年10月以降についても5%以上の売上減少が必要でしたが、第6回公募では2020年4月以降の連続する6か月間のうち任意の3か月の合計売上高のみで判定することができることとなり、売上高の減少要件が緩和されました。

- 事前着手の対象期間を令和3年12月20日以降に見直し【公募要領P.29等】

第5回公募以前は令和3年2月15日以降の期間が事前着手の対象期間とされていましたが、第6回公募ではこの対象期間が令和3年12月20日以降へ見直されています。

その他の変更点等

- 複数の事業者が連携して事業に取り組む場合の申請方法を追加【公募要領P.14、P.19】
- 組合の規模に応じて補助上限額を上げる「組合特例」を追加【公募要領P.14、P.19】
- リース会社との共同申請を可能に【公募要領P.28】
- 補助対象経費の建物費について、新築の場合は必要性が認められた場合に限ることとされ、その場合は「新築の必要性に関する説明書」の提出が求められる旨を追加【公募要領P.24】
- 補助対象経費の建物費、機械装置・システム構築費の該当性について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)をもとに判断する旨を明記【公募要領P.24】

③今後の動向

令和4年度には第6回公募を含め3回程度の公募が実施される予定です。

サン共同グループでは認定経営革新等支援機関として特別チームを組成し、お客様の事業再構築補助金の申請支援を継続的に行っておりますので、お気軽に担当者までお問合せください。

サン共同グループ事業再構築補助金ページ

▶<https://tax-startup.jp/corona/jigyosaihoutiku/>



消費税の納税義務

このコラムを監修した税理士：新井 泰

一般的には、消費税の納税義務がある事業者を課税事業者といい、納税義務のない事業者を免税事業者といいます。消費税の課税事業者は消費税の確定申告が必要となり、消費税の納税が生じます。従って、消費税の課税事業者に該当するかどうかは会社の資金繰りを検討する際にはとても重要な要素となります。近年、消費税の納税義務判定は複雑になっていますが、どのようなときに消費税の課税事業者となるのか、以下解説いたします。

1. 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える場合

基準期間における課税売上高が1,000万円を超える場合には消費税の課税事業者になります。基準期間における課税売上高は、原則として、個人事業者の場合は前々年の課税売上高、法人の場合は前々事業年度の課税売上高のことをいいます。簡単にいえば、法人個人とも、2年前の課税売上高が1,000万円を超えていれば課税事業者ということになります。

注意点

基準期間が1年未満の場合、法人は課税売上高の年換算が必要です。例えば、7月に設立した法人が12月決算であれば、事業年度は6ヶ月間ですので、基準期間の課税売上高×12ヶ月/6ヶ月と年換算します。個人事業者については年換算不要です。

基準期間の課税売上高は、課税事業者は税抜金額、免税事業者は税込金額で判定します。課税事業者は、税込経理や税抜経理等の経理方法に関わらず、売上に含む消費税を除き課税売上高の判定を行い、免税事業者は消費税を含めて課税売上高の判定を行います。

2. 特定期間の課税売上高及び給与等支払額が1000万円を超える場合

基準期間の課税売上高で判定した場合に免税事業者であったとしても、特定期間の課税売上高及び給与等支払額の双方が1,000万円を超える場合には課税事業者となります。

特定期間とは、以下の期間をいいます。

- 個人事業の場合・・・その年の前年の1月1日から6月30日まで
- 法人の場合・・・その事業年度の前事業年度の開始から6ヶ月間つまり、前年の上半期6ヶ月間の課税売上高及び給与等支払額が1,000万円を超えているかどうか判断基準となります。

注意点

基準期間が1年未満の場合、法人は課税売上高の年換算が必要です。例えば、7月に設立した法人が12月決算であれば、事業年度は6ヶ月間ですので、基準期間の課税売上高×12ヶ月/6ヶ月と年換算します。個人事業者については年換算不要です。

基準期間の課税売上高は、課税事業者は税抜金額、免税事業者は税込金額で判定します。課税事業者は、税込経理や税抜経理等の経理方法に関わらず、売上に含む消費税を除き課税売上高の判定を行い、免税事業者は消費税を含めて課税売上高の判定を行います。

3. 課税事業者選択届出書を提出している場合

売上げに係る消費税額よりも仕入れに係る消費税額が多い場合でも免税事業者は還付を受けることができません。そのため、国内売上のない輸出業者や多額な設備投資を行った免税事業者は、消費税の還付を受けるため、課税事業者を選択することができます。

課税事業者選択届出書を提出することにより、課税事業者となることができますが、原則として、課税事業者は2年間の継続適用の期間が設けられています。

4. (基準期間がない法人について)期首の資本金が1,000万円以上の場合

新たに設立された法人については、設立1期目、2期目の基準期間はありませんので消費税の納税義務はありません。しかし、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である法人の納税義務は免除されず、課税事業者となります。

5. (基準期間がない法人について)特定新規設立法人に該当する場合

新たに設立された法人については設立1期目、2期目の基準期間はありませんので消費税の納税義務はありません。しかし、期首の資本金が1,000万円未満の法人で特定新規設立法人に該当する場合には納税義務は免除されず、課税事業者となります。

特定新規設立法人とは、以下のいずれの要件も満たす法人をいいます。

- 基準期間がない事業年度開始の日において他の者に50%超支配されている。
- その他の者等の基準期間相当期間における課税売上高が5億円を超える。

6. 調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合

上記、③～⑤により課税事業者となった事業者（原則課税で消費税を申告している事業者に限る）が調整対象固定資産（1ヶ100万円以上の一定の固定資産、土地及び棚卸資産を除く）を取得した場合には、基準期間や特定期間の課売上高に関わらず、調整対象固定資産を取得した課税期間以後、原則として3年間は必ず課税事業者となり簡易課税を選択することもできません。

7. 高額特定資産の仕入れ等を行った場合

原則課税で消費税を申告しているすべての事業者が高額特定資産を取得した場合には、基準期間や特定期間の課売上高に関わらず、高額特定資産を取得した課税期間以後、原則として3年間は必ず課税事業者となり簡易課税を選択することもできません。

なお、高額特定資産とは1ヶ1,000万円以上の一定の固定資産又は棚卸資産をいいます。調整対象固定資産は固定資産のみを対象としますが、高額特定資産は棚卸資産を含みます。

8. 相続、組織再編、法人課税信託の事業者に該当する場合

相続、組織再編があった場合、法人税課税信託の事業者に該当する場合には、課税事業者判定につき一定の特例計算を行う必要があります。

課税事業者判定		
原則	① 基準期間における課税売上高が1,000万円を超える場合は課税事業者	
特例	② 特定期間における課税売上高・給与総額が1,000万円を超える場合は課税事業者	特定期間が7ヵ月以下の場合には判定不要 課税事業者の選択は2年間継続適用しなければならない
	③ 課税事業者を選択した場合は課税事業者	⑥ 2年間継続適用期間中に調整対象固定資産を取得し一般課税で申告した場合は、仕入れ等から3年後の課税期間まで課税事業者の選択が継続 この期間中は簡易課税制度を適用することもできない
	④ 新設法人（基準期間がなく期首の資本金1,000万円以上）である場合は課税事業者	⑥ 基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得し一般課税で申告した場合は、仕入れ等から3年後の課税期間まで課税事業者 この期間中は簡易課税制度を適用することもできない
	⑤ 特定新規設立法人（基準期間がなく支配する者の課税売上高が5億円超）である場合は課税事業者	⑥ 基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得し一般課税で申告した場合は、仕入れ等から3年後の課税期間まで課税事業者 この期間中は簡易課税制度を適用することもできない
	⑦ 高額特定資産を取得し一般課税で申告した場合は仕入れ等から3年後の課税期間まで課税事業者	この期間中は簡易課税制度を適用することもできない
	⑧ 相続、組織再編等に該当する場合	課税事業者判定につき一定の特例計算を行う必要がある



相続シリーズ



相続税の概要

このコラムを監修した税理士：宮本 志穂

1. 相続税とは

相続税は、個人が被相続人の財産を①相続、②遺贈や③相続時精算課税に係る贈与によって取得した場合に、その取得した財産の価額をもとに課される税金です。

①相続

相続は、原則として、死亡によって開始します。そして、相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に関する一切の権利義務を承継*することになります。

*扶養を請求する権利など被相続人の一身に専属していたものは承継されません

②遺贈

遺贈とは、被相続人の遺言によってその財産を移転することをいいます。

*遺贈によって、財産を取得する人を「受遺者」といいます。

③相続時精算課税に係る贈与

相続時精算課税に係る贈与は、60歳以上の父母または祖父母から※18歳以上の子・孫への生前贈与について、子・孫の選択により利用できる贈与税の制度です。

*相続税において、「被相続人＝相続時精算課税に係る贈与をした者」となります

*令和4年4月1日以後の贈与からになります。

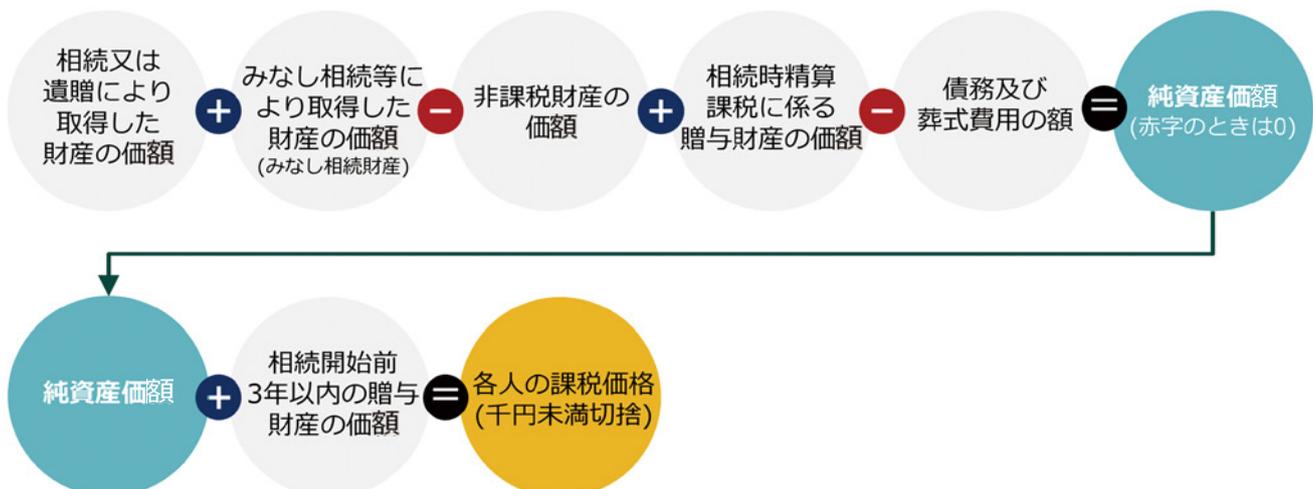
2. 相続税の申告をする必要がある人(申告義務者)

被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した各人の①課税価格の合計額が②遺産に係る基礎控除額を超える場合、その財産を取得した人は、相続税を申告をする必要があります。

①課税価格の合計額

財産を取得した人ごとに、課税価格を次のように計算します。

*各人の課税価格を合計したものを「課税価格の合計額」といいます。



●みなし相続財産

みなし相続財産とは民法上の相続財産ではありませんが、相続税を計算する際は相続財産とみなして相続税を課税する財産のことです。

みなし相続財産の代表的なものは生命保険金等と死亡退職金等です。

●非課税財産

相続税がかからない財産として相続人が取得*した生命保険金等と死亡退職金等の非課税枠があります。

$$\text{非課税限度額} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

*「受遺者」などは非課税枠を利用することができません。

●相続時精算課税に係る贈与財産

相続時精算課税に係る贈与者(被相続人)が死亡した場合には、**相続時精算課税の適用者(子・孫)**が相続時精算課税に係る贈与者から相続または遺贈により財産を取得しない場合であっても、**相続時精算課税の適用を受けた贈与財産は相続または遺贈により取得したものとみなされ**、贈与の時の価額で相続税の課税価格に算入されます。

●相続開始前3年以内の贈与財産(生前贈与加算)

相続または遺贈により財産を取得した相続人等が、相続開始前3年以内にその被相続人からの贈与によって取得した財産をいいます。

*相続時精算課税に係る贈与財産を除きます。

*贈与税の基礎控除(年:110万円)以下の贈与財産も対象です。

*純資産価額が0円(取得財産 < 債務)の場合でも加算します。

②遺産に係る基礎控除額

遺贈とは、被相続人の遺言によってその財産を移転することをいいます。

$$3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人の数})$$

3. 相続税の申告書の提出期限と提出先

①提出期限

提出期限(申告期限)は、相続の開始があったことを知った日※の翌日から10か月以内です。

*「死亡の日」ではありません。

②提出先

被相続人の死亡の時*における住所地を所轄する税務署長に提出します。

*相続人の住所地を所轄する税務署長ではありません。

③提出方法

同じ被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が共同で作成して提出することができます。

*申告書を共同で作成して提出することができない場合には、別々に申告書を提出することもできます。

2022-
6月号
vol.2



ホームページ <https://san-kyodo-tax.jp/>



代表朝倉のつぶやき  @asakuraayumu

twitterやっています! 質問箱も受け付けているので
税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひ
フォローしてください!

拠点一覧

青山オフィス

〒107-0062

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館15階

板橋オフィス

〒173-0013

東京都板橋区氷川町26-5 栄ビル1F

北千住オフィス

〒120-0034

東京都足立区千住1-4-1 東京芸術センター10階

八王子オフィス

〒192-0081

東京都八王子市横山町9-11 小泉ビル4階

日本橋オフィス

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町2-6-1 日本橋本町プラザビル2F

五反田オフィス

〒141-0031

東京都品川区西五反田1-26-2 五反田サンハイツ306

横浜オフィス

〒220-0012

神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-1 みなとみらいセンタービル19階

西宮オフィス

〒663-8112

兵庫県西宮市甲子園口北町23-10

沖縄オフィス

〒901-2225

沖縄県宜野湾市字大謝名215 レキオスクエア 2-D